

欧米競争政策の動向のポイント

2021年1月12日 No.9

金子 晃 監修

内 容

I 米国競争法(政策)

- 1 連邦取引委員会、医療用機器のストライカーによるライト・メディカルの買収を条件付きで承認(2020年11月3日)
- 2 司法省、ビザによるフィンテック企業プレイドの買収を阻止するための訴訟を提起(2020年11月5日)
- 3 司法省、商業フローリング会社の社長が入札談合に関与したとして、有罪答弁を行うことに同意(2020年11月18日)

II 欧州競争法(政策)

- 1 共謀事件
 - (1) 欧州委員会、安価な後発薬のリバースペイメントを理由に Teva と Cephalon に対し総額 6050 億ユーロの制裁金を賦課(2020年11月26日)
- 2 買収事件
 - (1) 欧州委員会、DIC による BASF Colors & Effects の買収を条件付承認(2020年12月7日)

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

I 米国競争法(政策)

本号では3件の事件を取り上げる。1件目は、医療用機器大手のストライカーによる同業ライト・メディカルの買収計画について、連邦取引委員会が人口足関節置換術及び指関節インプラント製品のそれぞれに関する事業の売却を条件として承認をしたものである。買収総額は40億ドルである。

2件目は、ビザによる53億ドルに及ぶブレイドの買収を阻止するために司法省が起こした訴訟である。本件で、司法省は、ビザがオンライン・デビットカード決済市場における独占力を不法に維持しようとの主張を展開している。これに対して、ビザは司法省が競争の激しい決済分野に対する理解が欠けているとの反論を展開し、争う姿勢を示している。

3件目は、フローリング業者の社長が商業フローリングの張り替え工事を巡る入札談合及び価格カルテルに関与したとして有罪答弁を行ったものである。3件の詳細等は以下のとおりである。

1 連邦取引委員会、医療用機器のストライカーによるライト・メディカルの買収を条件付きで承認(2020年11月3日)¹

連邦取引委員会(以下「FTC」という。)は、Stryker Corp.(以下「ストライカー」という。)によるWright Medical Group N.V.(以下「ライト・メディカル」という。)の買収案について、人口足関節置換術及び指関節インプラント製品のそれぞれの市場での反トラスト法上の問題点の解消のため、ストライカーの両製品に関する事業の売却を条件として承認をした。買収総額は40億ドル(約4120億円、1米ドル=103円)である。

同意命令案に定められている条件によれば、両当事会社は、ストライカーの人口足関節置換術及び指関節インプラント製品のそれぞれに関する事業の全てをDJO Global, Inc.(以下「DJO」という。)に売却しなければならない。

FTCの申立書(complaint)は、FTCに届け出られた買収案では、人口足関節置換術及び指関節インプラント製品のそれぞれの米国市場での競争の実質的減殺がもたらされることとなる、と主張している。両市場における密接な代替財の供給者として、ミシガン州に本社を置くストライカーとオランダの企業であるライト・メディカルは、より優れた製品やサービスの提供、及びより低い価格の提示を巡って競争している。申立書によると、FTCに届け出られた本件買収案は、これらの激しい直接競争を排除することにより、市場支配力の単独行使を容易にし、その結果、技術革新の低迷、及び消費者が支払う価格の上昇をも

¹ Press Release, Federal Trade Commission, FTC Requires Medical Device Companies Stryker Corp. and Wright Medical Group N.V. to Divest Assets to Preserve Competition, November 3, 2020.

たらずものである。

足首用の人工関節置換術は、足首関節炎に対する最終的な治療法として使用される。手術によって、患者は痛みを減らしつつ、足首の動きを維持し増やすことができる。申立書によると、ライト・メディカルとストライカーは、米国における人工足関節置換術に用いられるコンポーネントの最も大きい及び三番目に大きい供給業者である。是正措置が執られなければ、買収後の企業は、米国内の人工足関節置換術に用いられるコンポーネント市場において約75%のシェアを有することとなるであろう。

指の人工関節手術は、手の慢性の変形性関節炎を治療するため、侵襲性のより低い治療法が失敗した後に、使用される。申立書によると、ライト・メディカルとストライカーは、米国における指関節インプラント製品の主要な供給業者3社のうちの2社である。是正措置が執られなければ、買収後の企業は、米国における指関節インプラント製品の製造・販売の過半数を占めることになるであろう。

同意命令案に基づき、ストライカーとライト・メディカルは、ストライカーの人口足関節置換術及び指関節インプラント製品のそれぞれに関する資産全てを DJO に売却しなければならない。売却によって、DJO はこれらの市場における独立した有効かつ効果的な競争者となれるであろう。FTC によると、カリフォルニア州に本拠を置く DJO は、メディカル・デバイス産業において確立された実績を有し、また買収によって失われることとなる競争を即座に埋め合わせられる企業である。同意命令案の下、ストライカーは、DJO に対して移行支援を行わなければならない、また DJO が食品医薬品局から承認を受けて売却対象製品を適法に製造できるようになるまで、中間サプライヤーとして機能し続けなければならない。

この事件の「パブリックコメントを補助する同意命令案の分析文」で説明されているとおり、同意命令案は、資産売却の監視人として Mazars の Justin Menezes を指名しており、また当事会社が義務付けられているとおりに対象製品を売却しなければ、FTC が売却トラスティー(信託契約に基づき、当事会社から委託された関連資産を売却することを目的とする独立した第三者)を指名することができる旨を定めている。

FTC の職員は、英国競争・市場庁(UK Competition and Markets Authority)の職員と密に協力し、本件買収案及び潜在的な問題解消措置の分析について連絡を取り合った。

FTC は申立書を発出し、また同意命令案を受け入れることを 5-0 で承認した。本件について、Chopra 委員は、「監視人による利益相反行為を十分に阻止するための措置が講じられていない」との声明を出した。

本件同意命令案及び「パブリックコメントを補助する同意命令案の分析文」などは間もなく官報において公表される。30 日に及ぶパブリックコメント期間が経過した後、FTC は、同意命令案を受け入れて最終のものとするすることができる。

2 司法省、ビザによるフィンテック企業プレイドの買収を阻止するための訴訟を提起 (2020年11月5日)²

司法省は本日、Visa Inc.(以下「ビザ」という。)がPlaid Inc.(以下「プレイド」という。)を53億ドル(約4120億円)で買収する旨の計画を阻止するための民事反トラスト訴訟を起こしたと公表した。ビザはオンライン・デビットサービス分野での独占企業であり、消費者や加盟店に対して、オンライン決済処理を行うために毎年何十億ドルもの手数料の支払を求めている。プレイドは、成功しているフィンテック企業であり、ビザの独占を崩す可能性のある決済プラットフォームを開発している。

司法省反トラスト局のマカン・デルラヒム局長は以下の声明を出した。

「アメリカの消費者や企業経営者は、オンライン上で物やサービスをどんどん売り買いするようになった。そして、オンライン・デビットサービス分野の独占者であるビザは、それらの取引から何十億ドルもの手数料を徴収している。現在、ビザはプレイドを買収しようとしており、同社は、オンラインデビット決済サービスを代替する破壊的な低コスト・オプションを開発しつつある潜在的競争者である。仮に買収が認められると、アメリカの商人や消費者からビザと対抗する革新的な選択肢が奪われるようになり、また将来におけるイノベーション企業に対する参入の障壁が高まることになるだろう。」

訴状によると、プレイドは様々な革新的なフィンテックアプリ向けのサービスを提供している。プレイドの技術によって、アプリケーション開発者は、消費者の同意を得た上で消費者の様々な銀行口座情報にアクセスすることができ、支出データを集計したり、残高を調べたり、また他の個人的金融データを確認したりすることができる。プレイドは2億もの消費者の銀行口座や1万1千もの米国銀行と連携している。プレイドは、数多くのフィンテックアプリのユーザーのためにデータにアクセスしているため、米国における最も重要な金融データ集計会社となっている。プレイドは、その様々な提携関係を活用して、消費者のオンライン銀行口座の信用情報を利用する決済サービスを提供し、ビザとの競争を仕掛けようとしている。資金移動を可能とするプレイドのプラットフォームによって、消費者は、自身のデビットカードよりもむしろ銀行口座の信用情報を利用して、銀行口座から商店に対し支払いをすることができるようになる。プレイドは、確立された提携関係や技術を有するので、決済市場に参入し、ビザの独占を崩す可能性のある立場に置かれている。

訴状においては、この買収が米国における既存のデビット事業への威嚇を取り除く「保険契約」のようなものだ、とビザの最高経営責任者が述べたとの主張がなされている。本件買収はビザ史上2番目に大規模なものであり、買収総額は何と53億ドル(約5459億円)で

² Press Release, Department of Justice, Justice Department Sues to Block Visa's Proposed Acquisition of Plaid, November 5, 2020.

ある。ビザの最高経営責任者は、本件取引が「財務上でなく戦略上の理由から」行われるとしてそれを取締役に対して正当化し、また米国デビット事業が重要であるからこそ、「同事業を守り抜くために常に必要なことをしなければならない」との見解を述べた。同最高経営責任者によると、ビザがプレイドを買収しなければ、プレイド単独でまたは我々の競争者によって買収されたプレイドが競争上の威嚇となり、2024年には、「米国のデビット事業で3億ドル(約309億円)から5億ドル(約515億円)の損失を引き起こすおそれがある。」プレイドが競合しうる決済プラットフォームを自由に開発し続けられるならば、「ビザはより少ないマージンを受け入れざるを得なくなるか、又は競争力のあるサービスをもはや提供できなくなってしまうであろう。」

アメリカの何百万もの消費者や商人は、オンライン商取引を行うためにデビットサービスに頼っている。訴状では、ビザは長年にわたりオンラインデビット決済サービスを支配しており、またマスターカードを含む競合他社が拡大したり、参入したりすることができないようにするため、排除的行為により独占を守っている、との主張がなされている。訴状で司法省は、ビザによるプレイドの買収案がシャーマン法2条に違反するとともにクレイトン法7条にも違反すると主張している。訴状はカリフォルニア州北部地区地裁に提出された。

ビザはデラウェア州で設立された会社であり、カリフォルニア州フォースター市に本社を構えている。ビザはグローバルな決済会社であり、米国において最大規模のデビットネットワークを運営している。ビザの2019年収入額は約230億ドル(約2兆3690億円)であった。

プレイドはデラウェア州に設立され、カリフォルニア州サンフランシスコに本社を構える会社である。プレイドは金融サービス会社であり、米国において主導的な金融データ集計プラットフォームを運営している。2019年にプレイドは約1億ドル(約103億円)の収入を計上した。

3 司法省、商業フローリング会社の社長が入札談合に関与したとして、有罪答弁を行うことに同意(2020年11月18日)³

司法省は、シカゴ界隈で活動する商業フローリング会社の社長兼主要株主である Delmar E. Church Jr.が、米国における商業フローリングの張り替え工事を巡る入札談合及び価格カルテルを内容とする共謀に関与したとして有罪答弁を行った旨を公表した。被告人は司法省の継続中の捜査に協力している。

シカゴ連邦地裁に提出された有罪答弁協定書によると、遅くとも2009年から2017年6

³ Press Release, Department of Justice, President of Commercial Flooring Company Pleads Guilty to Rigging Bids in Violation of Federal Antitrust Laws, November 18, 2020.

月 22 日までの間、Church 氏は受注予定者が落札できるようにするために、お付き合いで入札に参加することに他の個人や企業と合意し、それにより商業フローリング市場での競争を抑制し、排除するための共謀を行っていた。Church 氏の有罪答弁はこの捜査における 6 番目の有罪答弁である。

司法省反トラスト局のマキン・デルラヒム局長は以下の声明を出した。

「アメリカの事業家や公営企業は、商業建設工事の入札を募る場合には、競争による利益を享受しうべきである。Church 氏は今まで答弁を行った幹部の中で最も高い地位にいる幹部である。彼の有罪答弁は、捜査での最も新しい重要な出来事であり、捜査が進展していることを示すものでもある。反トラスト局とその相手方の法執行機関は、入札談合に直接関与したり談合への関与を指示したりした最も罪の重い重役に対し責任を負わせることに全力を注いでいる。」

連邦捜査局シカゴ支局のエマーソン・ヌイ特別捜査官は以下の声明を出した。

「取引市場において競争が行われていれば、事業者も消費者も平坦な土俵で取引をすることができるだろう。本件の有罪答弁は、入札談合や価格カルテルの参加者に対し警告を鳴らすようなものである。警告では、連邦捜査局とその相手方機関がそれらの者に対しそれらが犯した罪について責任を負わせるに違いないということが示唆されている。」

シャーマン法の違反行為に対しては、個人の場合には最高 10 年の禁固及び 100 万ドル(約 1 億 400 万円)の罰金刑が科せられる。その罰金刑の上限額は、犯罪による利益の 2 倍の金額又は犯罪によって被害者が被った損失の 2 倍の金額の何れかの金額が法定罰金上限額より高額である場合、当該金額まで引き上げることができる。

本件有罪答弁は、反トラスト局シカゴ事務所及び連邦捜査局シカゴ支局が行っている商業フローリング産業における入札談合、価格カルテル及び別の反競争的行為に対する継続中の反トラスト審査の結果によるものである。

(お問い合わせは、佐藤 潤、経済法学者・慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所 提携ニューヨーク州弁護士 jun_sato02@yahoo.co.jp、までお願いします。)

II 欧州競争法(政策)

本号では2件取り上げる。1件目は、睡眠障害の後発薬を対象とするリバースペイメントについて、先発製薬会社 Cephalon と後発製薬会社 Teva の双方に制裁金が賦課された共謀事件である。本件では、当該医薬品を販売していない Teva に、Cephalon に賦課された金額(約 38.1 億円)に匹敵する金額(約 37.5 億円)の制裁金が賦課された。

2件目は、DIC(旧・大日本インキ化学工業)による BASF 社の子会社買収が、米国に所在する顔料製造設備等の売却を条件に認められた。本件は、久々に日本企業が関係した買収事件である。

1 共謀事件

(1) 欧州委員会、安価な後発薬のリバースペイメントを理由に Teva と Cephalon に対し総額 6050 億ユーロの制裁金を賦課(2020年11月26日)⁴

欧州委員会は、Cephalon の主要特許が失効した後、同社の睡眠障害治療薬 modafinil の後発薬の市場参入を数年間にわたり遅らせることに同意していたことを理由に、製薬会社である Teva と Cephalon に対し総額 6050 億ユーロ(約 75.6 億円、1 ユーロ=125 円)の制裁金を賦課した。本件合意は、Cephalon が Teva の子会社になる遙か前に行われたものであるが、EU 競争法違反のみならず、modafinil の価格を高値で安定させることで EU の患者と健康保険制度に多大な損害を与えたものである。

Modafinil は、日中の深刻な眠気の治療のために用いられる医薬品である。同製品は、「Provigil」ブランドによる Cephalon の最も大きな量販製品であり、長年にわたり同社の全世界における売上高の 40%以上を占めていた。Cephalon は、modafinil を保護する主要特許が 2005 年までに欧州において失効した後も、付随的な特許保護を目的とした modafinil の薬効成分に関連する複数の二次的特許を所有している。

本日の決定は、リバースペイメントに関するものであり、Cephalon は、Teva が modafinil の廉価版により市場参入することを控える見返りとして、Teva にとって有利な一連の事業上の取引と、金銭支払いを約束していた。Teva は、modafinil の製造過程に関連する独自特許による後発薬により modafinil 市場へ参入する用意ができており、すでに英国では自社の後発薬の販売を始めていた。その後 Teva は、Cephalon との間で市場参入を停止するとともに、Cephalon の特許を争うことについても中止することに合意した。

欧州委員会の調査の結果、本件リバースペイメントの下、Cephalon が競争者としての Teva を取り除くことで、modafinil の主要特許失効後も長きにわたり高価格を提示し続け

⁴ Press Release, European commission, Commission fines Teva and Cephalon €60.5 million for delaying entry of cheaper generic medicine, 7 October 2020.

ることを可能とするものであることが明らかになった。

一般にリバースペイメントは合法であるが、欧州委員会は Teva と Cephalon の間のものは合法ではないと考えている。Teva が Modafinil 市場に参入しないこととしたのは、同社が Cephalon の特許の有効性を確信していたからではなく、Cephalon から同社へ提供された大きな見返りのためである。一連の見返りは、多くの事業上の取引に埋め込まれていたが、いずれも Teva が市場への不参入を約することなくしては、得ることのできなかつたものである。

参入遅延に対する支払いがもたらす損害

リバースペイメントが合意された当時最も進んだ後発薬の競争者であった Teva の参入が遅延することは、Cephalon が安価な後発薬との価格競争に直面せずに済むことを意味する。リバースペイメントの合意がなければ、Teva はより早い時期に本件市場に参入しており、modafinil の価格が引き下げられていたはずである。

後発薬の参入は、市場での競争をもたらし、最大 90% 価格を低下させる可能性がある。実際、Teva が英国市場に 2005 年の一時期参入した際には、Cephalon の Provigil よりも 50% 価格が低下した。

後発薬の参入遅延により、消費者と健康保険制度は大幅に低い価格の恩恵を受けることができない。リバースペイメントにより、製薬会社は競争の欠如による過剰な利益を分け合うことができる。またリバースペイメントは、技術革新にも致命的な影響を与える。後発薬からの競争圧力は、製薬会社が人為的な排他性のある旧薬から生じる収益を最大化する代わりに、新薬開発努力に傾注することを促すことになる。

制裁金

本件に対する制裁金額は、欧州委員会の 2006 年制裁金ガイドラインに基づいて算定された。欧州委員会は制裁金の水準について、違反行為の継続期間と重大性を考慮した。

他のリバースペイメントの事例と同様、対象商品の販売ができない後発薬会社には、一般的な制裁金算定方法を適用できない。このため欧州委員会は、Cephalon に対する制裁金よりも、若干低い制裁金額を賦課することとした。その結果、欧州委員会により課された制裁金額は、Teva が 3000 万ユーロ(約 37.5 億円)、Cephalon が 3050 万ユーロ(約 38.1 億円)である。

本件リバースペイメントの合意は、ほとんど全ての EU 加盟国と EEA 諸国において 2005 年 12 月から、Teva が Cephalon を買収し、両者が同一のグループとなった 2011 年 10 月にかけて実施された。

リバースペイメントの背景

Cephalon は、Teva による英国での modafinil の販売から自己を守るため、特許の有効性に疑問を感じつつも、自社の二次的な modafinil 特許侵害を理由に訴訟を提起した。Teva もまた、Cephalo の特許上の立場が弱いことを確信していた。

それにもかかわらず、両社は 2005 年リバースペイメントについて合意した。Teva はその見返りとして、金銭の支払いのほか一連の事業上の優遇措置を受けた。その中には、流通協定、Cephalon による Teva の modafinil 特許の一部のライセンス取得、Teva からの原材料の購入、Cephalon による Teva にとって極めて価値の高い他の医薬品の臨床データの提供などが含まれる。欧州委員会の調査の結果、上記取引はいずれもリバースペイメントの合意がなければ、全てないし、少なくとも両者が合意した条件では行われなかったものである。

本件リバースペイメントの合意により、2012 年 10 月から Cephalon は Teva から多額のライセンス料を受け取り、Teva は Cephalon の供与するライセンスにより modafinil の後発薬の販売を開始していたはずであった。

なお、Teva が Cephalon を 2011 年 10 月に買収したため、結果的にライセンスに基づいた Teva の参入制限は行われなかった。

2 買収事件

(1) 欧州委員会、DIC による BASF Colors & Effects の買収を条件付承認(2020 年 12 月 7 日)⁵

欧州委員会は EU 合併規則の下、DIC Cooperation (以下「DIC」という。)(訳注：旧・大日本インキ化学工業)による BASF Colors & Effects の買収計画を承認した。本件承認は、DIC の申し出た問題解消措置の全面的な遵守を条件とする。

BASF Colors & Effects と DIC は、顔料その他染料の製造販売分野における世界的な主導的事業者の 2 社である。

顔料は、表面を覆ったり、他の物質と混ぜることにより物質に彩色する混合物である。各顔料には、通常、化学的構成の異なる複数の顔料が存在し、様々な色合いや技術的特色を提供している。

欧州委員会による調査

欧州委員会による調査は、赤、栗、紫と黒のペリレン系顔料と、橙色から紫までのキナクリドン系顔料に集中していた。両顔料は、自動車のコーティング、応用プラスチック製

⁵ Press Release, European Commission, Commission approves DIC's acquisition of BASF Colors & Effects, subject to conditions, 7 December 2020.

品、一定の工業用製品等に適した、最も複雑な彩色に使用されている。

欧州委員会は、当初届出のあった取引が、両顔料の供給市場における競争を減少させるおそれがあることに懸念を有していた。

欧州委員会の市場調査の結果、複数のアジアの顔料製造業者がここ数十年の間に多くの分類の顔料市場に徐々に参入している。しかしながら、要求される水準と再配合のコストのため、顔料の顧客が供給者を替えるのは困難である。加えて欧州委員会は、両顔料の多くについて、高水準の顔料を必要とする顧客にとって安定的供給者となる製造業者の数がごく限られていることが明らかになった。このため欧州委員会は、本件買収の後、最も複雑な製品向けの顔料を必要とする顧客の代替先が制限されることを認定した。

よって本件買収により、高価格、製品の選択肢減少、顧客サービスの低下がもたらされるおそれがある。

提案された問題解消措置

欧州委員会の競争上の懸念に応えるため、DIC は同社の子会社 Sun Chemical が運営し、米国サウスカロライナ州 Bushy Park に所在する顔料製造設備の売却を申し出た。DIC の Bushy Park の設備は、本件で問題となった両顔料の大半を製造している。

事業の売却対象には、工場、技術、ブランド、製造設備全体と無体財産の移転が含まれており、顔料製造の経験が証明されている製造業者へ売却されることになる。

本件措置は、DIC と BASF Colors & Effects の本件で問題とされた顔料事業の重複のほぼすべてを取り除くことで、欧州委員会の競争上の懸念に全面的に応えるものである。また本件措置は、同じ数の供給者が対象商品市場で活動を続けることで、消費者に同一水準の選択肢を提供することが確保される。

よって欧州委員会は、問題解消措置により修正された本件取引は、競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけた。本決定は、上記措置の全面的な遵守を条件とする。

当事会社と製品

DIC は、日本に本拠を置き、印刷用インク、有機顔料、合成樹脂の製造販売を行っている。DIC は主として同社の完全子会社である Sun Chemical を通じて顔料等の染料に係る事業活動を行っている。

BASF Colors & Effects は、ドイツに本拠を置き、BASF SE の子会社として顔料等の染料の製造販売事業を行っている。

なお本件は、当初 2020 年 5 月 20 日欧州委員会へ届出が行われたが、同年 6 月 23 日に取り下げられたものである。その後、2020 年 10 月 16 日に再度欧州委員会へ届出が行われた。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp までお願いします。)